

## 最低制限価格の設定基準について

松田町の最低制限価格の算定方法については、次のとおりです。

### 【 概 要 】

#### 1 最低制限価格の設定範囲

入札書比較価格の10分の7から10分の9まで

#### 2 最低制限価格の算定方法

「直接工事費95%の額」、「共通仮設費の90%の額」、「現場管理費の80%の額」、「一般管理費の55%の額」の合計額を工事価格（税抜）で除し、最低制限価格率を算定し、その率を入札書比較価格に乗じた額を最低制限価格（税抜）とする。

ただし、この方法による算出額が入札書比較価格の10分の7を下回る場合は、「入札書比較価格の10分の7の額」とし、入札書比較価格の10分の9を超える場合は、「入札書比較価格の10分の9の額」とする。

（計算式）

$$\left( \text{「直接工事費の95\%の額」} + \text{「共通仮設費の90\%の額」} + \text{「現場管理費の80\%の額」} + \text{「一般管理費の55\%の額」} \right) \div \text{工事価格（税抜）} \times 100 = \text{最低制限価格率（\%）}$$
$$\text{入札書比較価格} \times \text{最低制限価格率（\%）} = \text{最低制限価格（税抜）}$$

※上記の「入札書比較価格」とは、「予定価格（税抜）」のことをいう。

#### 3 最低制限価格制度の適用基準額

設計価格（税込）が500万円以上の場合に適用する。